

ピアホームだより

2019. 11.10

交流会の質問から

10月27日、第48回「家族と専門家の交流会」が開催されました。当法人が事務局をお引き受けするようになって3回目、今回は抜かりなくと思ひしや案内図を入れ忘れてしまいました。

今回の午後の講演は、事業の様子をお話頂いて、実情を知って頂く趣旨で、研精会山田病院と社会福祉法人新樹会（調布市）と社会福祉法人めぐはうす（杉並区、世田谷区）の事業報告でした。質問の方も、当方から障がい者の住まい事業をまとめる形で質問を作成しました。以下掲載します。

質問） 親も高齢となりいつまでも一緒に住んでいる訳にも行きません。親元を離れ、一人生活をしてほしいと思いますが、どのようにして行ったらよろしいでしょうか？ またどんな施設があるのでしょうか？

回答） 障害者総合支援法上では、居住して生活訓練をする場として、宿泊型自立（生活）訓練施設、共同生活援助施設（グループホーム）があります。また、生活保護法の救護施設があります。

相談窓口は区市町村の障害福祉サービス担当部署（板橋は福祉事務所の障害者支援係）にサービスの申請をし、認定を受けます。また、サービス等利用計画案作成のため特定支援事業所に計画の作成を依頼します。通常は退院を契機に、主治医と相談、病院のワーカーのサポートで動いたり、自宅から通所などして、そろそろ一人暮らしと言うことで、主治医と相談の上、保健師さんが動いてくれる場合など様々なケースがありますので、身近な支援者にご相談するのが第一歩です。

① 宿泊型自立（生活）訓練施設（援護寮）

一定期間（2年）生活しながら基本的な家事技術や日常生活の技術の向上、体力の向上を目指します。日中は自立訓練（生活訓練）を行います。

② グループホーム3類型—日常生活の支援や相談、介護を行う施設

<介護サービス包括型>

生活支援や相談を行う世話人と介護をする生活支援員が配置されます。

<外部サービス利用型>

世話人が配置され、介護の必要に応じ居宅介護契約でサービスの提供を行う。

<日中サービス支援型>

24時間の支援体制もしくは短期入所施設の併設によって、日常生活の支援や相談、介護など幅広いサービスを提供します。

【都の定める類型】

障害者総合支援法に基づく滞在型と都の基準を満たす通過型（3年の期限）があります。

//Kさん卒業//

10月中旬、Kさんが卒業になりました。JHC大山に繋がった頃から、ご自身の中で社会復帰の意欲が出て来たようです。ホームの良き先輩として頑張ってください。

今月の予定

<11月30日>アドボケイト会理事会

